

田所... 地... 長... 大... 法...
 ... 地... 長... 大... 法...
 ... 地... 長... 大... 法...
 ... 地... 長... 大... 法...
 ... 地... 長... 大... 法...

開拓長官... 田...
 ... 田...

八月二十一日第九號

乙卯八月廿一日

長友

三書如左

西曆八月二十一日

久世三書

書記友

四書汗涿
四世涿涿

西使函破去原... 長谷...

西使函破去原... 長谷...
 九年申... 義... 涿...

那地方へ輸出シテ産業ヲ興スヘキ見込ニテ決品乾葉
等ノ為ニ多額人ニ召在入ノ義出放函致スルニテ決可セ
シ後故人ノ資産等ニ付取潤ヲ義方之ニ付め候事
業ヲ保持スヘカラサ者ニテ和出人ヨリ貸付ヲ借受テ
越々潤減ヘ到ル慮亦人ニ利等ヲ占有セラルニ止リ得
来ノ不都合ト認テ同支那人解在ノ義元吉へ渡諭候様
取付然ルニ為初支那人備入一旦許可ノ上後テ解備セシ
メ及義故也備ニ買スル英金五百圓ハ於心付ハ年高トニテ

尚使定額内ヨリ下付取付候事ヲ記シ談書明添キ候
上申候

明治四年十月五日

副社長友定内閣陸

大塚大司官署ニ取付

乙未八月廿五日

開
係
雙

Vertical columns of text on the right page, mostly illegible due to fading and image quality.

蘇子瞻

五月某日奉詔

乙未年六月

留學其生徒歸朝之義

兼三米國留學其生徒歸朝之義
中角眼疾之事
留學其生徒歸朝之義